

浜田市看護学校等学生修学資金貸付制度について

浜田市では、市内の看護師及び准看護師の確保を図るため、浜田医療センター附属看護学校又は浜田准看護学校の学生の修学を支援する「浜田市看護学校等学生修学資金貸付制度」を設けています。

◆ 対象者

- 1 浜田医療センター附属看護学校又は浜田准看護学校に在学している方。
- 2 卒業及び免許取得後、浜田市内の医療機関、福祉施設又は介護施設において看護職に従事する予定の方。

※上記条件を満たせば、浜田市の住民基本台帳に登録がない方も対象になります。

※浜田医療センターの奨学生制度との併用はできません。

◆ 貸付金額

- (1) 浜田医療センター附属看護学校の学生

ア 生計維持者と同居している方 月額 30,000 円

イ ア以外の方 月額 40,000 円

- (2) 浜田准看護学校の学生

月額 20,000 円

※貸付金は、原則として年 2 回に分けて支払います。

◆ 貸付期間

当該年度の 4 月から、看護学校等の修業期間を終了する月まで

◆ 返還免除

看護学校等を卒業後、1 年以内に免許を取得し、直ちに市内の医療機関等に就業し、修学資金の貸付期間の 2 倍の期間（2 年貸付を受けた方は 4 年間、3 年貸付を受けた方は 6 年間）を看護職に従事する場合には、返還が免除となります。

◆ 申請方法

毎年度、看護学校等を通じて募集を行い、看護学校等を通じた申請となります。

(お問い合わせ先)

浜田市健康福祉部 健康医療対策課

地域医療対策係

電話：(0855) 25-9310 FAX：(0855) 23-3440